○農林水産省告示第千百十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第七項及び種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）第五条第二項の規定に基づき、令和四年農林水産省告示第五百八十九号（種苗法第二条第七項及び種苗法施行規則第五条第二項の規定に基づく重要な形質及び重要な形質のうち出願品種の審査に関する国際的な基準その他の事情を勘案して、必ず調査しなければならないもの以外のものとして農林水産大臣が定めて公示する重要な形質）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年七月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後			改正前		
区分	重要な形質	選択形質	区分	重要な形質	選択形質
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）		カキツバタ	（略）	
ホソバタイセイ	胚（はい）軸のアントシアニン着色、子葉の長さ、子葉の幅、葉の長さ、葉の幅、葉の先端から最大幅の位置までの長さ、葉の長さ／幅、葉の最大幅の位置、葉の数、葉身の表面の毛、葉身の裏面の毛、葉身の表面の色、葉身の表面の光沢、葉身の表面のろう質、葉身の凹凸、葉身の周縁部の波打ち、葉身の周縁部の鋸歯（きょ）、中肋（ろく）の表面の主な色、中肋（ろく）の基部のアントシアニン着色、開花期、花序の形、草姿、花茎の長さ、花茎の太さ、花茎の数、ほう葉の裂片の長さ、花茎のアントシアニン着色、花茎の緑色の濃淡（茎のアントシアニン着色がある品種を除く。）、花茎のろう質、さやの先端部の形、さやの長さ、さやの幅、さやの長さ／幅、果柄の長さ、種子の色、脱粒性		（新設）	（新設）	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）		パッションフルーツ	（略）	
キリ	樹形、樹冠形、樹高（１年目）、樹高（２年目）、幹の伸長量（１年目）、幹の伸長量（２年目）、幹の太さ（１年目）、幹の太さ（２年目）、幹の肥大量（１年目）、幹の肥大量（２年目）、樹皮の色、樹皮の亀裂の有無、葉身の長さ、葉身の幅、葉身の長さ／幅、葉身の切れ込みの有無、葉身の周縁部の鋸歯（きょ）の深さ、葉身の裂片の数、葉身の凹凸、葉身の脈の色、葉身の表面の毛の		（新設）	（新設）	